

議案第十一号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決  
を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二十二万七千円」を「二十六万七千円」に、「十六万三千円」を「十八万七千円」に、「十五万二千円」を「十七万三千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。